

以下のことをよくお読みになってから申請してください。

### 療養費とは(自費診療)

健康保険では病気やケガをしたときは保険証を提示して保険診療を受けるのが原則です。  
しかし、やむを得ない事情で自費診療となった場合などについては、いったん医療費の全額を支払い、  
あとで健保組合に申請して払い戻しを受けられることになっています。これを「療養費」といいます。

#### 療養費の支給対象になる場合

- ・出張先で急病になり保険証をもっていなかったとき
- ・急病で緊急に医療機関へかかる必要があったとき
- ・旅行先で倒れて保険医でない医療機関に運ばれたとき
- ・就職をして当健保の保険証が発行されるまでに医療機関にかかったとき

※上記以外の場合については、詳しい状況が明記された理由書(別紙)の提出が必要です。  
ただし、理由書の提出があった場合でも内容によっては支給対象外となることもあります。

#### ＜以前の保険証を使い、返還請求がきたとき＞

以前の保険証を誤って使ってしまったとき、当健保の保険証が提示できなかった理由が「やむを得ない」場合に限り、払い戻しの申請ができます。  
※「やむを得ない」場合とは…当健保加入手続き中でまだ保険証が手元になく、以前の保険証を使用してしまった等の理由のとき

上記の場合は次の書類を療養費支給申請書に添付して提出してください。

- 返還請求を受けたときの書類(不支給決定通知書・請求書等)
- 返還請求によって支払ったときの領収書(原本)
- 返納した役所・健康保険組合等で発行された診療報酬明細書(レセプトの写)

※当健保の保険証が手元にあったにも関わらず、以前の保険証を使ってしまった等の「やむを得ない」場合でないときは詳しい状況が明記された理由書(別紙)の提出が必要です。ただし、理由書の提出があった場合でも内容によっては支給対象外となることもあります。

### 注 意 事 項

急病で保険医に自費でかかったときでも、診療月内に医療機関の窓口で保険証を提示すれば保険扱いとして精算できる場合がありますので、早めに医療機関窓口へお問い合わせください。

### 提 出 書 類

※下記の書類が全て揃わない場合、払い戻しはできませんのでご注意ください。

- ① 療養費支給申請書
  - 記入もれがないか確認してください。
  - 未記入など不備がありますと書類を返却いたしますので、支払が遅れる場合があります。
- ② 診療報酬明細書(レセプトの写)
  - 医療機関で発行してもらいます。※薬が院外処方の場合は、薬局で調剤報酬明細書を発行してもらいます。
  - 「健保へ療養費の申請をするために必要である」旨を医療機関の窓口で申し出てください。
  - ※封が閉じられた状態で発行された場合は未開封のまま提出してください。
- ③ 領収書(原本)
  - 原本が必要です。また、返却することはできません。
  - 領収書には受診者氏名・領収金額・領収日・領収印・医療機関名等が必要です。(簡易型のレシートでは認められません)

### 支 給 額

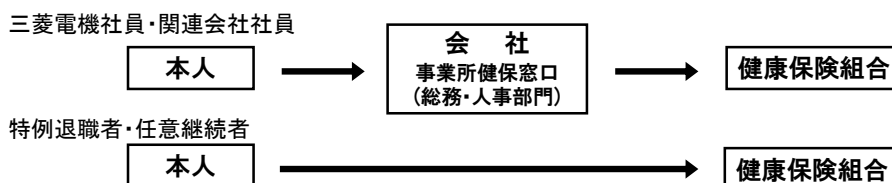
健康保険で認められている治療方法と料金に基づいて計算し支払われるので、かかった費用の全額が給付されるわけではありません。  
健康保険の給付の範囲内で査定された額の7割(小学校入学前は8割/高齢受給者は8割～7割)が支給されます。  
そのため、医療機関で支払った金額の7割が給付されるとは限りません。

### 支 給 日 ・ 支 給 方 法

基本的に申請書を提出された翌月～翌々月に給付いたします。(不備や審査によって遅れる場合があります)

- 三菱電機社員:給与同封
- 関連会社社員:会社へお問い合わせください
- 特退・任継:保険料を引き落としているご指定の口座

### 提 出 先



療養費の払い戻しは「やむを得ない」と認められた場合のみ支給されるものです。  
また、払い戻しされる条件を満たしていても必要書類が揃っていない場合は、払い戻しできませんのでご注意ください。  
医療機関へ行く際は保険証を忘れずに持参してください。